

「伊藤整の住宅」 登録有形文化財として

vol.3 文化庁による調査と登録

三船康道 (ジェネスプランニング代表取締役)

8. 建築工事の変遷

伊藤家住宅は1953（昭和28）年に新築後、2回の増築をしている。その概要は次の通りである。

(1) 第一期工事の設計

確認申請関連の書類はなかったが、農地転用のための書類に添付された書類の中に住宅の図面があった。それを見ると、1953（昭和28）年2月付の設計である。4月4日に許可が得られているので、その後、確認申請が提出されたのだろう。

平面図（図1）と立面図を見ると、補強コンクリートブロック造ということがわかる。外壁仕上げは「リシンガン吹き仕上げ」となっていた。立面図にコンクリートブロックの割り付けをしているので、直接吹き付けのことだろう。

1階は、玄関を入れて廊下があり中廊下型の住宅であった。玄関の近くから南側には子供室が2室あり、7.5畳の寝室、居間へと続いておりこの居間で食事をしたのだろう。そして、寝室と居間の外にはテラスがあり、南面する庭へと続いていた。北側には階段室、その横には折りタミベッドの女中室、トイレと浴室回り、そして南側の居間と一体の厨房があり西側の奥には茶の間があった。2階は階段を上ったところに書斎(1)があり、奥に書斎(2)が続いていた。書斎(2)は書庫だったのだろう。

南側に庭を確保した郊外型の住宅であり、面積計算表を見ると99.85㎡であった。

(2) 第二期工事の設計

第二期工事については確認申請関連の書類があった。設計図には設計担当者として田中一と書かれており、1954（昭和29）年9月～12月の日付があった。確認申請の受付は1955（昭和30）年2月24日であり、確認年月日は同年4月13日であった。そして、住宅金融公庫関係の書類も一式綴じられていた。延べ

面積を見ると、既存部分が30.19坪で、増築の申請部分が51.67坪であった。増築部分が1.7倍あることになり、通常ではあまり見られない大規模増築であった。

平面図（図2、3）を見ると1階は玄関が広くなり玄関ポーチができ、南側には応接間ができた。以前のトイレなどの水回りと厨房の間にボイラー室と広げられた浴室ができた。また、以前の茶の間が食堂となり、それを囲むように暗室、老人室そして階段室ができ、階段室は2つになった。そして、廊下の南側の応接間、寝室、居間、老人室には庭に面するテラスができた。

2階は以前は階段室と書斎であったが、西側には広い書庫ができ、南面する廊下に面して東側に記録室、書斎、納戸、化粧室、トイレ、階段室ができた。廊下の南側には外に出られるようにバルコニーがあり、仕上げは簀子であった。これらの増築により、伊藤家は南側に庭を持ち、1階は中廊下型で南側に居室を持ち、2階は縁側のような廊下を南側に持つ、一文字型の住宅となった。ここでの室名には図面に書かれている名称を書いたが、仕上表では一部異なっていた。1階の増築部分の老人室と2階の増築部分の記録室と書斎は、仕上表ではそれぞれ音楽室、子供室、寝室になっていた。

また、外壁の仕上げは、モルタル下地リシンガン吹き付けである。モルタル下地でリシンを吹き付けると、コンクリートブロックの目地は見えなくなる。第一期工事の設計の時はモルタル下地はなかったため、立面図にはコンクリートブロック目地の線が描かれていたが、第二期工事の設計ではモルタル下地があるためコンクリートブロックの目地の線は描かれていなかった。

伊藤先生によると、第一期工事の時はコンクリートブロックのままだったということである。第一期工事が終了する頃に増築を検討しており、第一期工事のリシンガン吹付仕上げは省略し

て、第二期工事の増築の時にモルタル下地を加えてリシンガン吹き付けを全体に施したと思われる。また、第二期工事で1階の子居室の前の庭に池を造った。伊藤先生によればこれはプールだったようだ。欧米で見られるようなプール付きの住宅を意図したのだろう。

(3) 第三期工事

第三期工事の図面はなかったが、第二期工事の図面に鉛筆書きで542年と増築を検討した様子が描かれていた。第三期工事は現在の所有者である伊藤先生が行った。伊藤先生は当時東京大学助教授であり、書籍と物が多かったのだろう。第二期工事で増築された玄関と南側の部分の2階に木造で物置を増築した。小規模増築なので図面も必要なかったのだろう。

伊藤先生から「この木造の増築部分は文化財に加えなくてもよい」と何度か言われたことがあった。確かに、ここだけ構造は木造で他の部分とは異なり、また純粋に伊藤整が建てた部分ということ考えると、私も加えない方がよいのではと考えることもあった。

この増築部分は現地調査でも木造とわかっていたが、1階の屋根の上に容易に増築が可能となる部分であった。そこに目をつけられて増築されたと思うが、この増築のおかげで外観（前号の前85の増築後の写真）を見た時に2階の欠けた部分が埋まり、南側から見た外観が総二階のように見える効果を生み出し、郊外型で一文字型住宅の典型としての住宅となった。このデザインセンスは落とせないと思い、文化財の範囲に含めることにした。

従ってこの住宅は伊藤整だけで建てた住宅ではなく、伊藤整が手掛け伊藤滋氏が完結させた住宅である。なお、現状は用途に合わせ内部を変えている。（図4、5）

9. 登記の問題

2018（平成30）年10月26日、杉並区の文化財課に作成した図面等、登録文化財に必要な書類を揃えて提出した。杉並区からは伊藤整の住宅ということで歓迎された。その後年内に東京都と杉並区の調査が検討されたが、日程調整ができず杉並区のみで調査を行った。

(1) 杉並区の調査

2018（平成30）年12月6日、午前中1時間半かけて杉並区による調査が行われた。当日は設計者田中一の奥様である田中博子氏が娘さんと来られた。杉並区からは3名が来られた。伊藤先生は都合がつかず、伊藤家では次男の奥様が対応した。

ひと通り家を案内し食堂でお茶の時間を持った。皆さんに感想聞くと「大きな住宅で、南側の庭がよい」という感想だった。田中博子氏が「夫が設計したと言っていました」と語り、思い出話をしたので、杉並区も設計者を確認した（写真1）。

(2) 登記変更

翌年2019（令和元）年の10月頃、杉並区から電話が入った。それは登記のことだった。

「2点あり、1つは所見に所有者の伊藤先生は現在マンション住まいで、その家には次男の息子さん夫婦が住んでいると書かれていたこと。もう1つは、増築したのに登記簿の面積が変わっていないということが、東京都から指摘されてきた」とのことだった。現状と登記簿との整合性が問われたのだが、所有者の住所の問題については弁護士に依頼して同年11月18日、住み慣れた久我山の住所から現在住んでいるマンションに登記簿上の住所を移した。

次は面積の問題である。第三期工事の分も含めて図面を作成し面積表も作成したが、登記簿の面積は第一期工事のまま

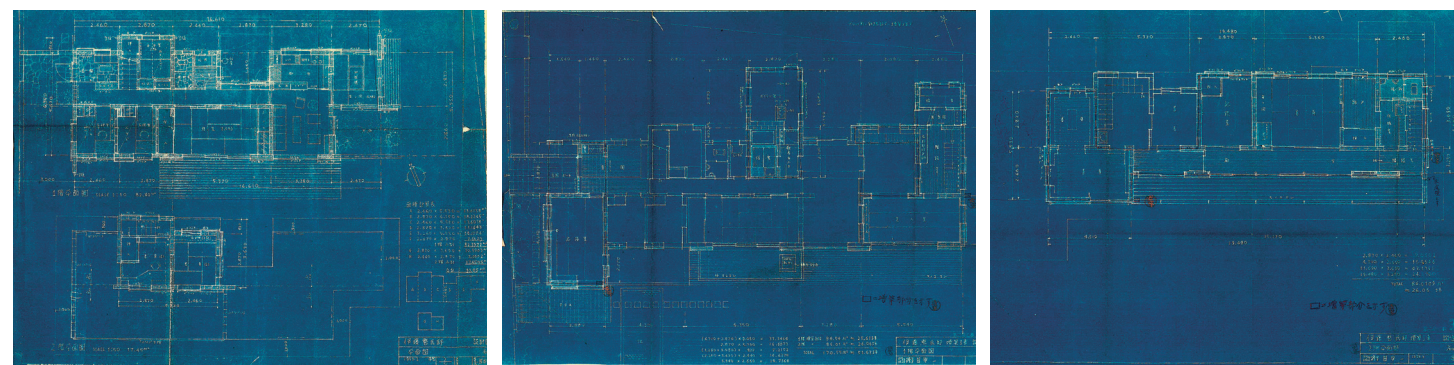


図1 第一期工事平面図

図2 第二期工事1階平面図

図3 第二期工事2階平面図

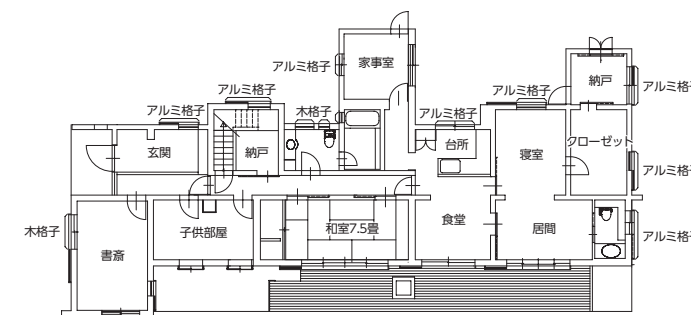


図4 伊藤家住宅現状調査 1階平面図 縮尺1/300

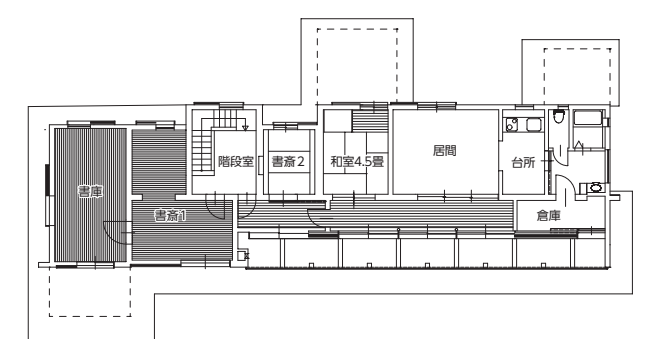


図5 2階平面図

あった。これまでに登録有形文化財のコーディネートをしなか
でこのように指摘されたのは初めてであった。これまでも増築
したものはあったがそれは小規模であった。伊藤家住宅の面積
は第一期工事に比べ3倍近い大きさになっていた。これでは問題になったの
もうなずける。ここに来て登記簿の床面積の修正が求められることになっ
た。

しかしこの変更には心配事があった。それは固定資産税のこと
であった。面積の修正はできるだろうが、固定資産税を遡
って請求されると大変なことになると思った。こういうことには疎
かったのも「もしこれまで固定資産税を第一期工面の面積のま
まで支払っていたとしたらどうなるか」と訊ねたところ「5年間と
いう規定があります」という回答であった。この程度ならたとえ
元の面積のまま支払っていたとしても大丈夫かなと思ひ、伊
藤先生に固定資産税の支払状況の確認をお願いした。

後日、書類を見せていただき確認したが、伊藤整は増築した
分の登記はしていなかったが、ちゃんと増築した面積分を申請
し、固定資産税は支払っていたことがわかった。しかも増築の
完成後からではなく工事の最中から支払っていた。金額の問題
が片付き、次の登記簿面積の変更については面積計算は私が
行っており、容易にできると思ひ私がすることにした。しかしこ
の面積変更が大変であった。東京法務局杉並出張所から建物
所有権証明情報が必要ということで、増築した部分が本人のも
のかどうかの証明が必要であると言われた。

証明に必要な書類は2種類あり、まず「主たる所有権証明
情報」として、建築基準法に基づく確認済証及び検査済証、工
事完了引き渡し証明書、建築工事請負契約書及び工事代金領
収書など6種類。そして「その他所有権を証するに足る情報」
がありこれも6種類あった。これら50年以上も前の資料を探し

整理することになり大変になると思った。

だが、伊藤先生が「親父は几帳面だ」と常々語っていたとおり、
伊藤整の几帳面さがこの状況を救った。検査済証はなかったが
確認済証はあった。建築工事の請負契約書はなかったが工事代
金の領収書が出てきた。毎月支払い計12回払いであった。そ
の他の領収書も残されていた。また固定資産税の納付証明書
も添付し、全てではないが現在ある資料と取得できる資料は整
理して揃えることができた。杉並出張所には同12月12日に提
出し、「年明けには登記が完了します」と言われた。これで伊藤
家住宅は書類の面でも整合性がとれた登録有形文化財になると
思った。同12月26日に登記が完了したとの連絡が入った。

なお、登記簿では構造が「鉄筋コンクリートブロック造陸屋根
2階建」となっていた。それについては、登記変更申請の時、
1967(昭和42)年の伊藤先生の増築した木造部分を加えて「一
部木造」と入れて欲しいとお願いした。しかし、木造部分が全体
に比べて割合が少ないから入れられないだろうと言われたが、
結局その通りになった。建築基準法的に見れば構造は「一部木
造」と入れるのだが、登記法では入れられず整合性という面
では気になるところであった。

10. 文化庁の調査

文化庁の調査は2019(令和元)年11月26日に行われた。
伊藤先生と次男の仁氏、そして文化庁、東京都、杉並区に関
係者、ブロック工業会からは井上裕氏と塚原博氏、調査グル
ープからは打林氏、屋根に上り調査する可能性があるため鶴見氏、
それに私が参加した。

ブロック造の確認のために外壁に開けた穴については私が説
明したが、それ以外は伊藤先生の解説で案内していただいた。
そして、リビングで伊藤先生を囲み増築の経過などのお話を聞

いた。冗談交じりのお話にその場は沸いた。開発に取り組み多
くの業績を残してきた伊藤先生が、保存に取り組む姿勢を見て、
文化庁も認識を改めたのではないだろうか(写真2、3)。その
日は、設計者の奥様の田中博子氏が来られず残念だったが、杉
並区の調査時に聞いた「夫から設計したと聞いていた」との話
を紹介した。ブロック工業会からは「保存のためにできることは協
力したい」との申し出があった。

1つ残された問題があった。それは第二期工事で居室の南
側の庭に造られた、図面上では池と記載されプールとして使わ
れた場所である。伊藤家住宅はプール付きの郊外住宅というこ
とであったが現在は土で埋められている(写真4)。伊藤先生から
「底は鉄平石だった」とのお話があり、文化庁からは「登録有形
文化財に含めることはできる」とのお話をいただいたが、正直
迷った。埋められた土を掘り起こして実測するとなると作業に時
間がかかりそうだし、さらに文化財審議会にかかる時期が遅れ
そうであったからだ。

私が手掛けてきた物件の中には、書類は提出したが文化庁の
調査前に所有者が亡くなりその時の相続税控除が受けられな
かった事例も経験しており、年度内には結論を出したいという
思いの方が強く断念することにした。いずれ機会があればこの
プールも登録に加えたいと思っている。年が明け2020(令和2)
年1月7日、新しい登記簿を受け取り、杉並区に届けた。そして
同年3月19日、文化財審議会で答申が出て伊藤先生にその旨
を伝えた。杉並区に書類提出から約1年半後であった。

同時に登録有形文化財に答申されたものとしては、大阪万国
博覧会の時の「太陽の塔」があった。それから待つこと5ヵ月後の
8月17日に官報に掲載され、登録有形文化財「伊藤家住宅主屋」
として登録された。そして、12月24日に杉並区より登録証とプ

レートが届けられ、クリスマスプレゼントになった(写真5、6)。

ここで、我が国の近代建築の歴史という面から振り返って
みたい。明治政府の近代化政策により西欧による耐火造の煉瓦造
や石造が造られた。しかしそれらの組積造は、関東大震災によ
り被害を受け、鉄筋コンクリート造や鉄骨造が代わるようにな
った。その後戦災を受け、復興には、米国から製造機械を持ち込
み、安価で施工性が良く耐震・耐火の目的に適うコンクリートブ
ロックが使われた。その後、補強コンクリートブロック造が我が
国に根付くことになった。戦後に建設された伊藤家住宅は、補
強コンクリートブロック造による昭和モダニズムの建築である。

最後になるが、伊藤整(1905-1969)は、国文学者で勲三
等瑞宝章を受章し、菊池寛賞、日本芸術院賞、日本文学大賞
を受賞した小説家、詩人、文芸評論家、翻訳家である。翻訳に
『チャトレイ夫人の恋人』があり、代表作には『汜濫』『変容』『日
本文壇史』等がある。日本芸術院会員であり、財団法人日本近
代文学館理事長等も長く務めた。また、本稿における伊藤滋先
生は東京大学名誉教授で伊藤整のご長男である。(了)

【訂正】
連載vol.2 前83「昨年9月23日」とあるのは「昨年9月23日」、前84「3.コンクリートブロック造」とあるのは「7.コンクリートブロック造」の誤りでした。

執筆者プロフィール

三船 康道(みふね・やすみち)
1949年岩手県生まれ。千葉大学建築学科卒業、東京大学大学院工学系研究科博士課程修了。
工学博士、技術士(建設部門・総合技術監理部門)、一級建築士。現在、ジェネプランニ
ング㈱代表取締役、希望王国いわて文化大使、特定非営利活動法人歴史の建造物とまちづ
くりの会理事長、東京都登録文化財所有者の会顧問。東京を中心にこれまで40カ所以上の
建造物を文化財建造物に導く。また、文化財建造物の公開・活用計画書の作成、景観まち
づくり、保存・修理工事の設計・監理業務を行っている。
著書に『密集市街地整備論』(早稲田大学出版部)、『まちづくりキーワード事典第三版』編者、
『歴史的遺産の保存・活用とまちづくり改訂版』編者、『歴史ある建物の活かし方』編者(以上、
学芸出版社)、『出会いたい東京の名建築・歴史ある建物編』(新人物往来社)、『東京の近
代建築』編者(地人書館)などがある。

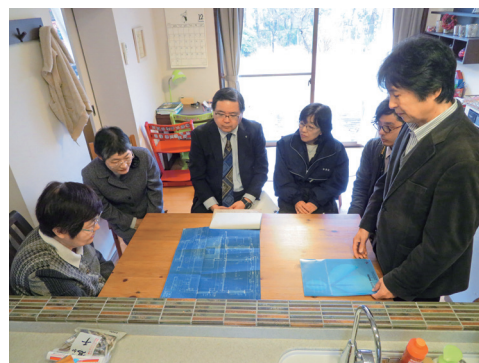


写真1 杉並区による調査



写真2 文化庁による調査



写真3



写真4 プールの跡



写真5 登録証の授受



写真6 登録証とプレート

